

工事着手日選択型契約方式の実施に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市が発注する工事において、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択することができる契約方式（以下「本契約方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本契約方式は、呉市が発注する工事において、本契約方式を実施することが有利と認められる工事に適用する。

(工事着手期限日及び工事着手日)

第3条 市長は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）をあらかじめ定める。

2 工事着手期限日は、契約見込日から起算し、5か月以内とする。

3 落札者は、契約日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（様式1）により市長に通知しなければならない。

4 前項で通知した工事着手日を、工事着手期限日までの期間で変更する場合は、工事着手日変更通知書（様式2）により市長に通知する。

(工期等の設定)

第4条 市長は、通常必要となるとして算定した所要工期に、契約見込日から起算し工事着手期限日までの日数を加算して工期の設定を行う。

2 工事着手日の設定に関わらず、工期の終期日は変更しない。

(前払金の取扱い)

第5条 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求できない。

(工事着手日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

(技術者及び現場代理人の取扱い)

第7条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人（以下「技術者等」という。）を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 本契約方式の実施により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

(契約保証金)

第9条 契約保証の期間は、契約日から工期の終期日までとする。

(公告又は特記仕様書への明示)

第10条 市長は、次の事項を公告又は特記仕様書へ明示する。

- (1) 本契約方式の対象工事であること。
- (2) 第3条第1項及び第2項により定めた工事着手期限日。
- (3) 第3条第3項、第4条第2項、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条に関すること。

(契約書への明示)

第11条 市長は、次の事項を契約書（特記事項）に明示する。

第5条、第6条第2項、第7条、第8条に関すること。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年11月25日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年1月13日から実施する。

工事着手日通知書
(工事着手日選択型契約方式適用工事)

年 月 日

様

落札者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工事着手期限日	年 月 日
工 事 着 手 日	年 月 日

※契約前に提出すること。

工事着手日変更通知書
(工事着手日選択型契約方式適用工事)

年 月 日

様

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

次のとおり工事着手日を変更しますので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工事着手期限日	年 月 日
当初工事着手日	年 月 日
変更工事着手日	年 月 日
変 更 理 由	

※当初工事着手日前に提出すること。
変更工事着手日は、入札公告時に提示した「工事着手日選択型契約方式に関する特記仕様書」に記載している、工事着手期限日までの日付けで設定すること。